

みなし登録電気工事業者の届出受理書再交付申請手続きについて

みなし登録電気工事業者として届出された場合は、それを証明するものとして「建設業者として行う電気工事の届出受理書」が交付されますが、その届出受理書を紛失した場合等は再交付を受けることが必要となります。

申請にあたっては、次の書類が必要となります。

1 必要な書類（手数料は不要です。）

- (1) 様式第30号 届出受理書再交付申請書
- (2) 建設業者として行う電気工事の届出受理書（原本）
（届出受理書を汚損、破損等により再交付を希望する場合）

2 受付期間

随時

3 提出先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL：(083) 933-3155

4 その他

届出受理書を失って再交付を受けた者は、失った届出受理書を発見したときは、遅滞なく返納してください。